

変更届に関する取扱いについて

(1) 運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱いについて

「指定居宅サービス等及び指定予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等の一部改正に伴い、運営規程や重要事項説明書に記載する従業者の「員数」については、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能といたします。

また、届出の提出については、7月1日時点の従業者の員数が、前年7月1日の従業者の配置状況と比較して人員数に変更があれば、毎年の自己点検表の提出時期までに提出を求めることとします。（具体的に「〇人」と記載する場合にあっても同じです。）

なお、提出期間外に変更届の提出があった場合でも、上記の基準は適用するものとします。

例) 令和4年5月1日時点に運営規程の人員数の変更に関する変更届の提出があったとしても、令和4年7月1日時点と令和3年7月1日時点を比較して運営規程の変更が生じていれば、変更届が必要となります。

- ① 従業員数の変更以外に関する運営規程の変更については、従来どおり変更後10日以内に変更届を提出してください。
- ② あわせて、以下についても従来どおり変更の都度、変更届の提出が必要ですのでご注意ください。
 - ・事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
 - ・介護支援専門員（計画作成担当者を含む）の氏名等
 - ・サービス提供責任者の氏名及び住所

※注意事項

- 人員基準欠如になる場合は、人員数変更にかかる変更届が必要となります。
- 人員数の変更により運営規程に変更が生じた場合、変更届の提出の有無に関わらず、各事業所（施設）において運営規程の変更を必ず行ってください。
- 人員の員数変更により、体制状況一覧表に変更がある場合は、体制状況一覧表の変更届の提出に合わせて、人員数変更も届け出てください。
- 新規事業者については、上記規程の「前年7月1日の従業者の配置状況」を「新規指定時の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。
- 変更届には、変更許可申請書を含みます。